

ロシア・ウクライナ関連の米国経済制裁の現状と日本企業への影響

米国は、対外政策の一環として、様々な国際問題に効果的に対処するため、伝統的に一部の国や外国政府、組織、個人等を対象とする多様な制裁措置を講じてきております。米国の各種制裁措置の中には、イランに対する制裁のように、米国内の個人や企業のみならず、日本を含む米国外の企業や個人の活動をも実質的に規制の対象とするものや、米国外の企業や個人間の経済取引に影響を及ぼすものもあります。米国の制裁措置に違反した企業には多額の罰金が課される点も要注意であり、本年6月には、フランスの銀行が、スーダン、イラン、キューバ及びビルマ(ミャンマー)に対する米国制裁規則に違反したことに関連し約9.6億米ドルを支払う旨の司法取引に同意しています¹。

ウクライナ問題については、ロシアによるクリミア半島の実効的支配の強化を受け、米国は本年3月以降一連の大統領行政命令²を公布しており、現時点では、以下の何れかの項目に該当するとして米財務長官が特定した者(個人、団体)等について、米国の権限が及ぶ資産・權益等の凍結や、U.S. person³によるこれらの者との取引禁止等の制裁を可能とする法的枠組みを整えています。

- (a)ウクライナの民主的手続・制度を阻害する者、
- (b)ウクライナの平和・安全等に脅威をもたらす者、
- (c)ウクライナの家産や重要な経済組織の資産を不正利用する者、
- (d)ウクライナ国内の統治権限を非合法に主張する者、
- (e)特定のロシア連邦政府・議会関係者、
- (f)ロシア連邦の金融サービス、エネルギー、金属及び工業、エンジニアリング、国防及び武器関連資材などの経済部門で活動している特定の者、
- (g)上記の何れかに該当する者に所有・支配されている者、若しくは、これらの者を支援等する者。

米財務省は、このようなウクライナ問題関連の制裁の枠組みに基づき、既に一部のロシア政府高官、ロシアの政府系金融機関、エネルギー関連企業、国防関連企業等を特定し、資産凍結の対象とした他、金融取引の一部(90日を超える債務やequity関連の取引)を禁止する旨公表しました。さらに、米商務省は、ロシアのエネルギー部門に対する制裁措置の一環として、深海、北極海オフショア、又はシェール・プロジェクトで石油・ガス生産に潜在的に資する開発又は

¹同銀行はこれらの取引に関連しニューヨーク州法にも違反したとされ、本年6月、同州に対する総額30億ドルを超える罰金の支払いにも同意しました。

²E.O. 13660 of March 6, 2014、E.O. 13661 of March 16, 2014、及びE.O. 13662 of March 20, 2014。

³U.S. personとは、米国の法令に基づき設立された法人若しくはその米国外の支店・事務所、米国籍を有する個人若しくは米国永住権を有する者(実際の居住地や活動場所を問わない)、米国内で活動を行う外国法人、又は、米国内の外国人を指します。

生産に使用される可能性のある製品の輸出、再輸出、又は外国での移転につき、原則として禁止とする方針である旨明らかにしました。

米国のウクライナ問題に関連する現時点での制裁措置の枠組みは、基本的に U.S. person が直接又は間接的に関与する取引等に焦点があてられたものですが、米国外の日本の企業の取引であっても、米国の子会社やその他の関連会社と連絡を取りつつ上記に関連する取引に関与することになれば、米国内の子会社等が米国の制裁規則に抵触することとなるリスクがあります。さらに、問題となる取引に直接関与した米国外の法人等も、米政府により米国内の資産凍結の対象とされたり、U.S. person が取引をしてはならない対象として指定されるリスクがありますので、日米両国でロシアやウクライナ関連の事業に関与する法人は、両事業拠点において米国のウクライナ問題関連制裁の現状を正確に把握するとともに、ウクライナ情勢の今後の展開次第では将来あり得る制裁関連の規制強化の動きに注視していく必要があります。また、ロシア政府も、米国、欧州連合(EU)や日本⁴等の経済制裁措置に対する対抗手段として、米国、EU、カナダ、オーストラリア等からの特定農産物や食品等の輸入を禁じる措置をとる旨公表しました。ウクライナ情勢の展開によっては、欧米諸国とロシアとの間でそれぞれの制裁措置が強化される可能性も排除されませんので、今後の対ロシア関連事業については、そのような潜在的可能性をも考慮したリスク管理を行っていくことが望ましいと思われま

ビンガムは、世界 15 拠点の事務所に約 800 名の各国弁護士を擁する国際法律事務所であり、包括的な企業法務支援の一環として、メーカー、商社、金融機関等の活動に関わる危機管理、コンプライアンスや米国のロシア、イラン、ミャンマー、シリア、北朝鮮、キューバ等に対する輸出規制やその他の経済制裁関連法務に関する助言も行っています。

----- 弁護士ニュース

国際危機管理・FCPA（海外腐敗行為防止法）及びホワイトカラー犯罪対応のための体制強化の一環として、米連邦検事として国家安全保障やその他の様々な国際刑事事件等にも関与してきた David I. Miller 弁護士が、ビンガム・ニューヨーク事務所の企業刑事問題対応専門グループに入所いたしました。同弁護士は、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所（SDNY）、米国司法省（ワシントン DC）、バージニア州東部地区において連邦検察官として活躍した他、中央情報局（CIA）の法務担当部門での勤務などの経歴を有しています。

本アラートの執筆者: 伊藤嘉秀、村瀬 悟、Carl Valenstein、Rebecca Hartley、西谷 敦

⁴ 日本政府は、2014 年 8 月 5 日、クリミア自治共和国及びセヴァストポリ特別市のロシア連邦への「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者に対する資産凍結、輸入制限等の措置を公表しています。

本件に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。



伊藤嘉秀

Yoshihide Ito

Partner

yoshihide.ito@bingham.com

T +1.202.373.6177 F +1.202.373.6477 **Washington**



村瀬 悟

Satoru Murase

Partner, Bingham McCutchen LLP

Principal, Bingham Consulting LLC

satoru.murase@bingham.com

T +1.212.705.7854 F +1.212.702.3635 **New York**

Bingham McCutchen LLP®

© 2014 Bingham McCutchen LLP

One Federal Street, Boston, MA 021101726

ATTORNEY ADVERTISING

To communicate with us regarding protection of your personal information or to subscribe or unsubscribe to some or all of our electronic and mail communications, notify our privacy administrator at privacyUS@bingham.com or privacyUK@bingham.com (privacy policy available at www.bingham.com/privacy.aspx). We can be reached by mail (ATL: Privacy Administrator) in the US at One Federal Street, Boston, MA 02110-1726 or at 41 Lothbury, London EC2R 7HF, UK, or at 866.749.3064 (US) or +08 (08) 234.4626 (international).

Bingham McCutchen (London) LLP, a Massachusetts limited liability partnership authorised and regulated by the Solicitors Regulation Authority (registered number: 00328388), is the legal entity which operates in the UK as Bingham. A list of the names of its partners and their qualification is open for inspection at the address above. All partners of Bingham McCutchen (London) LLP are either solicitors or registered foreign lawyers.

This communication is being circulated to Bingham McCutchen LLP's clients and friends. It is not intended to provide legal advice addressed to a particular situation. Prior results do not guarantee a similar outcome.